

第3次 京丹後市行財政改革大綱  
(案)

平成 年 月

京丹後市



## 目 次

第1章 策定の趣旨 .....	1
第1節 第3次行財政改革の必要性 .....	1
1 これまでの行財政改革の取組 .....	1
2 第3次行財政改革大綱策定の必要性 .....	1
第2節 この改革が目指すもの .....	3
1 市民とともに進める協働のまちづくり .....	3
2 市民から見た行政満足度の向上 .....	3
3 市民のための効率的・効果的な行政運営 .....	3
4 市民が安心できる健全な財政運営 .....	3
第2章 改革への取組 .....	4
第1節 市民とともに進めるまちづくり .....	4
1 市政への市民参画の推進 .....	4
2 多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供 .....	4
第2節 市民満足度の高い行政運営と人材育成 .....	6
1 市民満足度の高い行政サービスの提供 .....	6
2 職員人材育成の充実 .....	6
3 信頼される市役所づくり .....	7
第3節 効率的・効果的な行政運営の推進 .....	8
1 組織の機能向上と効率化 .....	8
2 職員人件費の適正化 .....	9
3 事務事業の最適化 .....	9
4 民間委託などの推進 .....	11
第4節 持続可能な財政運営の推進 .....	11
1 健全な財政運営の推進 .....	11
2 透明で開かれた財政運営 .....	12
第3章 改革の取組期間と進行管理 .....	13
1 大綱の取組期間 .....	13
2 行財政改革の推進体制と進行管理 .....	13
参 考 資 料 .....	14

## 第3次行財政改革大綱の概要

### 市政を取り巻く状況（1ページ）

予想を超える速さの社会情勢の変化

- ・ 人口減少・少子高齢化社会の急速な進展
- ・ 市民ニーズの多様化・高度化

社会の変革に的確に対応できるように  
常に改革が必要

市町村の役割の増大

- ・ 地方分権改革の更なる進展

地域の特色を生かした  
自主的・自律的な行財政運営が必要

合併特例措置の終了

- ・ 普通交付税等の特例加算の終了
- ・ 合併特例事業債の適用終了

財政規模の転換に向け  
行財政改革の確実な断行が必要

### 改革が目指すもの（3ページ）

市民とともに進める  
協働のまちづくり

市民から見た  
行政満足度の向上

市民のための  
効率的・効果的な行政運営

市民が安心できる  
健全な財政運営

引き続き行財政改革の取組を進めるため、『第3次行財政改革大綱』を策定

改革への取組(4ページ)

市民とともに進めるまちづくり

市政への市民参画の推進(4ページ)

- ・ 積極的で効果的な市政情報の提供
- ・ 市政参画機会の充実

多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供(4ページ)

- ・ 協働の意識づくり
- ・ 協働の環境づくり
- ・ 公共サービスの担い手の育成・支援
- ・ 協働事業の推進
- ・ 各種協定・連携の推進

市民満足度の高い行政運営と人材育成

市民満足度の高い行政サービスの提供(6ページ)

- ・ 利便度の高い行政サービスの提供
- ・ 市民ニーズを的確に反映した事業の実施

職員人材育成の充実(6ページ)

- ・ 職員の能力向上
- ・ 人事評価制度の有効活用
- ・ 職員の意欲の維持向上と意識改革

信頼される市役所づくり(7ページ)

- ・ 公務品質の向上
- ・ コンプライアンスの徹底
- ・ 透明性の高い市政の推進

効率的・効果的な行政運営の推進

組織の機能向上と効率化(8ページ)

- ・ 組織の機能向上と効率化
- ・ 職員を生かす組織の構築

職員人件費の適正化(9ページ)

- ・ 職員数の適正化
- ・ 職員給与等の適正化

事務事業の最適化(9ページ)

- ・ 事務事業の最適化
- ・ 事務の効率化の推進
- ・ 補助金等の見直し
- ・ 公共施設の見直しと効率的・効果的な管理

民間委託などの推進(11ページ)

持続可能な財政運営の推進

健全な財政運営の推進(11ページ)

- ・ 積極的な財源の確保
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 財政規模のスリム化
- ・ 地方公営企業会計と特別会計の経営健全化

透明で開かれた財政運営(12ページ)

具体的な取組項目を設定した『行財政改革推進計画』を策定し、行財政改革を推進

## 第1章 策定の趣旨

### 第1節 第3次行財政改革の必要性

#### 1 これまでの行財政改革の取組

本市は、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、平成16年4月1日に旧6町が合併して誕生しましたが、国の「三位一体改革」による地方交付税の大幅な削減などにより、厳しい財政状況下での市政のスタートとなったことに加え、合併に伴う様々な問題が顕在化しました。

そのような中、平成16年12月に「京丹後市行財政改革大綱」を策定し、第1次行財政改革（期間：平成16 - 21年度）において、合併により生じた課題の解消などの新市としての形づくりや新市のまちづくりの基本理念を明らかにする「京丹後市まちづくり条例」の制定、協働事業の推進、職員の意識改革、職員数の削減、アウトソーシングの推進、事務事業の見直しなどに取り組み、必ずしも十分ではありませんが、新しい行政運営の基盤づくりに一定の成果を挙げることができました。

また、平成21年12月には「第2次京丹後市行財政改革大綱」を策定し、第1次行財政改革の取組を継続・発展させるとともに、新たに合併特例措置減対策準備基金への積立てや歳出抑制などの合併特例措置（合併特例事業債の適用・普通交付税などの特例措置）の終了に備えた取組などを進め、第2次行財政改革（期間：平成22 - 26年度）に取り組んでいるところです。

#### 2 第3次行財政改革大綱策定の必要性

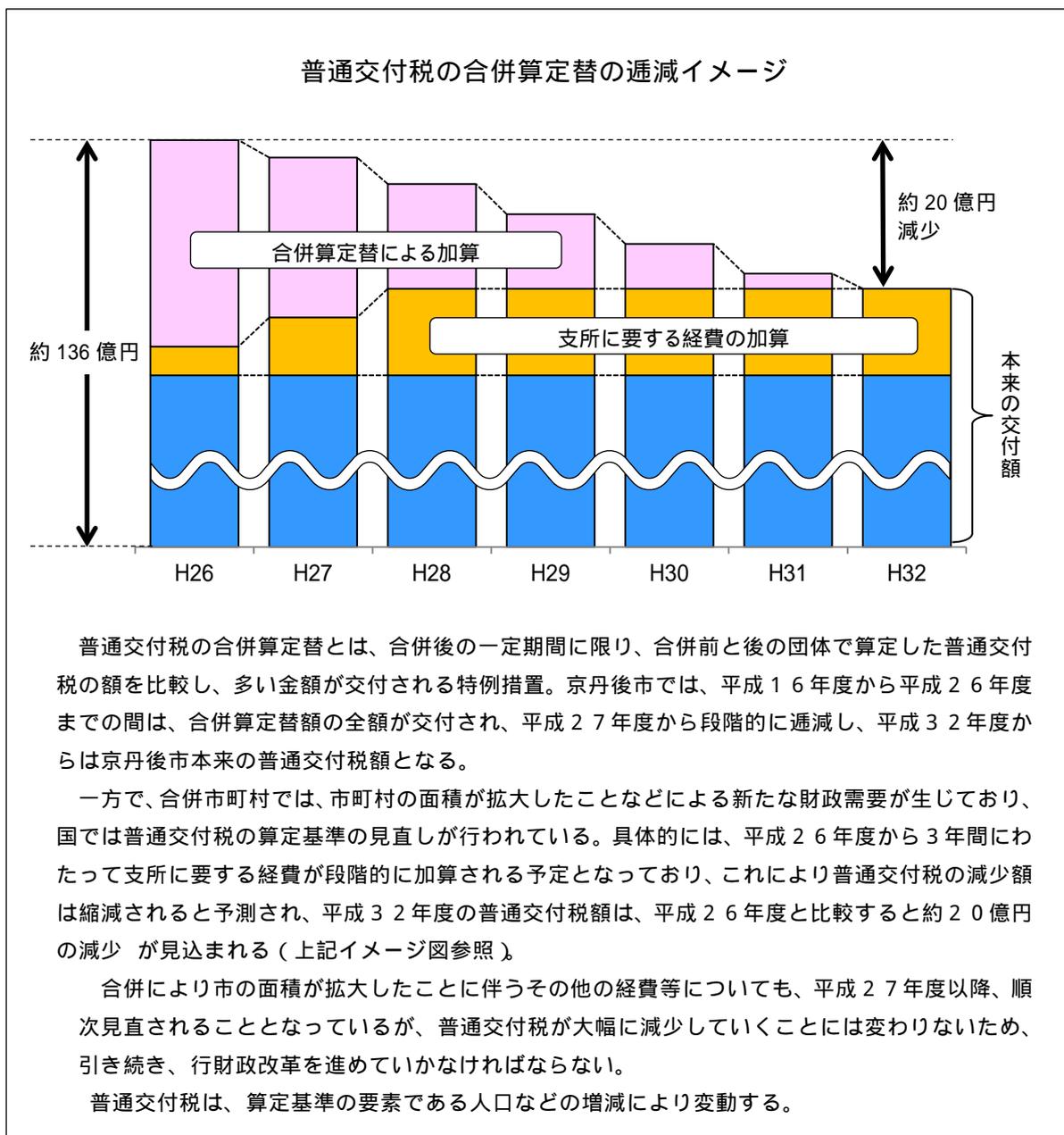
第1次・第2次行財政改革により、市の発展と持続可能な行財政運営に向けた取組を推進してきたところですが、人口減少・少子高齢化社会の急速な進展、市民ニーズの多様化・高度化など、社会情勢が予想を超える速さで変化しており、こうした社会の変革に的確に対応できるよう、行政も常に改革を進めていかなければならない状況にあります。

また、今後も地方分権改革の更なる進展が見込まれる中、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割はより一層大きくなり、地域の特色を生かした自主的・自律的な行財政運営が不可欠です。

さらに、本市は、普通交付税と臨時財政対策債における合併算定替による加算措置（市町村合併による特例措置）や有利な借金である合併特例債の発行など、合併によ

る財政支援策を活用していますが、これらの合併特例措置は平成31年度をもって終了することが確定しており、特例措置終了後の歳入に見合った財政規模への転換に向けて確実に行財政改革を断行しなければならない状況にあります。

これらの市政を取り巻く状況に対応し、引き続き、市の発展と持続可能な行財政運営の推進に向けた取組を進める指針として第3次京丹後市行財政改革大綱（以下「第3次行革大綱」という。）を策定します。



## 第2節 この改革が目指すもの

第3次行財政改革に取り組むため、次の4つの柱を掲げ、その実現を目指します。

### 1 市民とともに進める協働のまちづくり

多様化・高度化する市民ニーズに沿った公共サービスを提供し、更なる質を維持向上させるためには、市民と行政が協働して、まちづくりをより効果的に進めることが必要です。

そのため、行政のビジョンや情報を広く発信・共有するとともに、市民、地域団体、事業者、NPO、ボランティア組織などの地域で活動する多様な主体と市が対等な立場でそれぞれの特性を生かして役割を分担し、協力しながら地域課題の解決や地域資源の有効な活用などに向けた取組を進めることで、豊かな市民生活を実現します。

### 2 市民から見た行政満足度の向上

市民が行政に求めるのは、市民の視点で「価値がある」「役に立つ」と評価できる政策の展開です。

そのため、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、適切に対応できる職員を育成するとともに、市民にとって真に必要で、良質かつ利便性の高い行政サービスを提供することにより、市民満足度の高い市政を実現します。

### 3 市民のための効率的・効果的な行政運営

行政運営に当たっては、限りある行政資源(人・物・金・時間)の配分を最適化し、より豊かな市民生活を実現するための政策を効率的・効果的に実施することが求められます。

そのため、組織の機能向上と効率化、職員人件費の適正化、補助金や公共施設の見直しなどを含む事務事業の最適化及び業務のアウトソーシングを推進し、効率的・効果的な行政運営を実現します。

### 4 市民が安心できる健全な財政運営

合併特例措置の終了後も行政サービスを安定的・継続的に提供していくため、本市の厳しい財政状況を見据えながら、積極的な財源確保と抜本的な歳出の見直しを進め、将来にわたって市民が安心できる健全な財政運営を実現します。

## 第2章 改革への取組

第3次行財政改革の推進に向けた4つの柱の内容を実現するため、次のとおり改革への取組を展開します。

### 第1節 市民とともに進めるまちづくり

#### 1 市政への市民参画の推進

(方向性・考え方)

市民ニーズに的確に対応した行政サービス(公共サービスのうち、市が主体となって提供するもの)を提供するためには、市民から広く意見聴取する機会を充実するなど、市政への市民参画を促進するとともに、その意思を適切に市政に反映していくことが重要です。

また、市民が市政に対して考え、話し合い、意見を言いやすい環境を醸成するため、積極的・効果的に市政情報を提供することも重要です。

(取組)

##### (1) 積極的で効果的な市政情報の提供

マスメディアへの情報提供及び広報紙、ホームページ、ケーブルテレビを始めとした既存の情報提供手段の活用に加え、新しい手法も検討しながら、積極的に市政情報を提供します。

また、市政情報を提供する際には、伝えたいことが市民に的確に伝わるよう、内容を分かりやすくしたり、情報量を適切に調整して読みやすくしたりするなど、効果的な情報提供を行います。

##### (2) 市政参画機会の充実

パブリックコメントや「わたしの提案・意見箱」などの市民が意見を述べることのできる取組や審議会への市民参加などの市民が計画の策定や実施、評価に主体的に関わる取組を推進し、市民意見の聴取と市政への積極的な反映に努めます。

#### 2 多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供

(方向性・考え方)

市民の価値観や生活スタイルの多様化が進む中、公平・画一を原則としている行政のみでは、多様な市民ニーズや地域課題に柔軟・迅速に対応して公共サービスを提供することは困難です。

そのため、地域の多様な主体（市民・地域団体・事業者・NPO・ボランティア組織など）と市が、協働して公共サービスを提供する仕組みを構築し、協働の取組を推進することで、市民満足度の高いまちづくりを推進します。

あわせて、効率的・効果的に公共サービスを提供する観点から、市民の合意を得ながら、個人ができることはまず個人で行い（自助）、それを地域や民間が補い（共助）、更に行政にしかできないことを行政が行う（公助）という考えのもと、市民が行うことと市が行うことの役割分担を見直していくことも必要です。

（取組）

（１）協働の意識づくり

協働の仕組みを構築するためには、市民と職員の双方が、協働についての理解を深め、これからの地域社会は市民と行政がお互いに協力し合って築き上げるという意識を持つことが重要です。

そのため、市民への学習機会の提供や職員の市民活動への積極的な参加を推進し、市民と職員双方の協働に対する意識づくりを促進します。

（２）協働の環境づくり

多様な主体による自主的・自発的なまちづくりを促進するため、協働に関する情報発信を積極的に行ったり、市の遊休施設を地域の各種団体等に譲渡や貸し出ししたりするなどの協働に向けた環境づくりを推進します。

（３）公共サービスの担い手の育成・支援

多様な主体が行う自主的な公共サービスを将来にわたって継続・発展させるためには、その担い手の育成が重要です。

そのため、地域において公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体とその核となる人材の育成に向けた取組や支援を行います。

（４）協働事業の推進

多様な主体のアイデアや能力を生かした自主的な活動や地域自治活動活性化の取組に対して支援したり、協働・連携した事業を実施したりするなど、協働事業を推進します。

また、行政サービスの様々な分野において、市民の意向を反映した効果的な協働の取組が行えるよう、市民からの事業提案や要望を受け、提案者とともに実施する事業につなげる取組を進めていきます。

## (5) 各種協定・連携の推進

災害時応援協定など既に締結している協定や連携の継続・充実を図るとともに、新たな分野でも連携・協働を推進し、企業や団体と市がそれぞれの特色や資源を効率的・効果的に生かすことで、公共サービスの向上や地域振興につなげていきます。

また、ほかの自治体との連携を強化し、相互に協力し合うことで、行政サービスの効率的・効果的な提供と行政課題への効果的な取組を推進します。

## 第2節 市民満足度の高い行政運営と人材育成

### 1 市民満足度の高い行政サービスの提供

(方向性・考え方)

市民満足度が高い行政サービスを提供するためには、市民の立場に立ったサービスの提供に努めることが必要であり、そのためには、常に行政に対するニーズを的確に把握して、便利で利用しやすいサービスを効率的・効果的に実施することが重要です。

(取組)

#### (1) 利便度の高い行政サービスの提供

延長窓口や電話予約による証明書交付、インターネットによる公共施設予約や図書館蔵書検索・予約など、従来から行っている便利なサービスの周知に努め、利用促進を図ります。

また、市民の立場に立った便利な行政サービスの提供に努めるため、電子申請手続など、新たな利便性の高い行政サービスの拡充に向けた検討を進めます。

#### (2) 市民ニーズを的確に反映した事業の実施

地区要望に基づく事業の実施など、市民ニーズを的確に事業に反映させることで、効率的・効果的な事業実施につなげます。

### 2 職員人材育成の充実

(方向性・考え方)

職員数の適正化を進める中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、かつ市民満足度が高い行政サービスを提供するためには、職員自身の能力と意識の向上が欠かせません。

そのため、各種研修や人事評価などの取組を通じて、職員の能力や仕事に取り組む

意欲の向上、さらには職員の意識改革を図ります。

そのことにより、市民に対して説明責任を果たし、積極的に改革・改善に取り組み、かつ市民の立場に立ってまちづくりを進めることができる住民満足拡大型職員を計画的に育成します。

(取組)

(1) 職員の能力向上

住民満足拡大型職員の育成に向けた各種研修の計画的な実施などにより、職員の能力の向上に努めます。

また、職員が自身の強みや弱みを認識した上で、能力の向上に向け、たゆまぬ努力を行うことは、人材育成の基本となることから、職員の自己啓発の推奨と支援を行います。

(2) 人事評価制度の有効活用

職員の能力と意欲を高めるためには、職員の能力や努力に見合った適切な評価を行い、評価結果を人材育成や処遇に効果的に活用していくことが重要です。

そのため、勤務評定制度や方針共有制度を有効に活用するとともに、新たな人事評価制度による人材育成と処遇への反映を検討します。

(3) 職員の意欲の維持向上と意識改革

人材育成を効果的に推進するとともに、職員の能力を最大限に発揮するためには、職員の意欲の維持向上が重要です。

そのため、部下の意欲を高めることができる管理監督者の育成を図るとともに、職員提案制度を推進するなど、職員の意欲の維持向上に努めます。

また、「職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する」という地方公務員としての職務を再認識し、市民の立場に立って職務を遂行するよう、各種研修などを実施し、職員の意識改革を図ります。

3 信頼される市役所づくり

(方向性・考え方)

市政を進めていく上では、市民との信頼関係は非常に重要です。

そのため、事務処理のミスや停滞、職員の不祥事や心無い対応などにより、市役所全体に対する信頼が損なわれることがないように、公務品質の向上やコンプライアンス(法令や社会規範、公務員倫理の遵守)の徹底を図る必要があります。

また、市民との信頼関係を構築するためには、市民に開かれた市政を推進することも重要です。

(取組)

(1) 公務品質の向上

職員の事務処理ミスの防止、公務能率の改善のほか、接遇向上や分かりやすい文書づくりといった親しみやすい市役所づくりへの取組などを推進し、公務の品質向上に努めます。

(2) コンプライアンスの徹底

研修などにより職員のコンプライアンスに対する意識の徹底と不祥事の防止を図り、公正で、信頼される市政を確立します。

(3) 透明性の高い市政の推進

積極的な情報の発信・公開により、市民との情報共有に一層努め、行政運営の透明化を図り、市民に開かれた市政を推進します。

### 第3節 効率的・効果的な行政運営の推進

#### 1 組織の機能向上と効率化

(方向性・考え方)

厳しい財政状況を見据えつつ、サービスの提供において適切な人員配置や事務配分になっているか検証を行う中で、職員の能力が最大限発揮できる組織を目指し、職場環境の変革を進めるとともに、効率的・効果的に行政サービスを提供することが可能な組織の構築に向けた検討を進める必要があります。

また、合併による行財政改革の効果をより一層発揮するため、本庁機能の集約化について検討を進めていく必要があります。

(取組)

(1) 組織の機能向上と効率化

職員数の適正化に取り組む中で、円滑で無駄のない組織運営を図るため、適切な人員配置や事務配分となっているかの検証に努めながら組織の見直しを行い、効率的・効果的な行政サービスの提供が可能な組織体制の構築を進めるとともに、再任用職員の採用や臨時・非常勤職員、任期付職員の任用、人材派遣の活用などにより、組織機能の維持・向上と効率化を図ります。

また、組織の見直しと併せて事務事業の最適化、アウトソーシングの推進などを進め、時間外勤務の縮減にも取り組みます。

さらに、部局間、職員間などの意思疎通や情報共有を深めるとともに、組織横断的なチームなどを有効に設置・活用し、政策推進に向けた機能の充実を図ります。

あわせて、本庁機能の集約化を含め、分庁舎方式の今後の在り方についての検討を進め、より一層の行政運営の効率化を図ります。

## (2) 職員を生かす組織の構築

職員のやる気や創意工夫を引き出すための管理監督者の意識改革のほか、組織・職場目標の明確化や組織内情報の共有の推進に努め、職員が積極的に改革・改善の意識を持って行動でき、職員の能力が最大限発揮できる職場環境や雰囲気づくりを進めます。

## 2 職員人件費の適正化

### (方向性・考え方)

持続可能な行財政運営を推進していくため、将来の財政状況を見据えるとともに行政サービスの適正水準の確保に留意しつつ、職員人件費の適正化を進めていく必要があります。

### (取組)

#### (1) 職員数の適正化

将来の財政状況を見据えた持続可能な行財政運営のため、行政サービスの適正水準の確保に留意しながら、事務事業の見直しやアウトソーシングの推進、組織の見直し、勧奨退職の継続、職員の能力向上や多様な任用などの取組により、職員数の適正化に努めていきます。

#### (2) 職員給与等の適正化

人事院勧告に準拠しながら職員給与等の適正化に努めます。

## 3 事務事業の最適化

### (方向性・考え方)

効率的・効果的に行政サービスを提供していくためには、社会情勢の変化などにより、重要度や優先度が低下した事業や市が実施する意義が薄らいだ事業に行政資源を投入し続けるのではなく、事業実施の成果と費用対効果を検証し、常に事務事業の最

適化を図っていく必要があります。

また、今後、財政状況が厳しくなっていく中、将来にわたって、市民に必要な行政サービスを確実に提供していくためには、施策の「選択」と行政資源の「集中」の観点から事務事業の見直しを進めていくことも必要です。

(取組)

(1) 事務事業の最適化

行政評価の実施により、事業の成果と費用対効果の検証を行い、施策目的を達成するために最も効率的・効果的な事業の実施・構成となるよう事務事業の最適化に向けた取組を進めます。

(2) 事務の効率化の推進

日々の業務を通じた業務改善の気づきを具体化し、全庁的に共有するため、職員提案制度の活性化を推進します。

あわせて、事務処理の電子化を一層進めるなど、事務の効率化を推進します。

(3) 補助金等の見直し

補助金等は、市が行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を持っている一方で、一度交付されると長期化・固定化により既得権化してしまう傾向にあるなどの課題があります。

また、社会情勢や市民ニーズの変化などにより、補助金等の役割や必要性なども時代とともに変化します。

そのため、公益上の必要性の観点から見直しの検討・実施を進め、適切な制度運用と歳出の抑制を行います。

(4) 公共施設の見直しと効率的・効果的な管理

社会情勢や市民ニーズの変化、合併による状況変化などにより、市が保有する施設の中には、当初の設置目的と現状が整合していないもの、民間施設と競合するもの、機能が重複した類似施設が複数存在するものなど、解決すべき課題が多くあります。

そのため、既存施設の廃止、統合、移譲などを視野に入れた公共施設の抜本的な見直しを進めるとともに、その効率的・効果的な運営を目指します。

あわせて、現在、策定している公共施設等総合管理計画などに基づき、公共施設の効率的・効果的な管理に努めます。

#### 4 民間委託などの推進

(方向性・考え方)

職員数の適正化に努めながら、行政サービスを低下させず行政運営を行うため、民間で実施することが可能であり、かつ、効率的・効果的にサービスを提供できる業務は民間に任せることとし、積極的にアウトソーシング（民営化、業務委託、指定管理者制度、人材派遣など）を推進していく必要があります。

(取組)

前述の方向性・考え方を基本にアウトソーシングの検討を行い、様々な手法の中から最も適切な方法を選択して、積極的にアウトソーシングを推進します。

また、アウトソーシング後も市が主体となる事務事業においては、その事務事業の課題や問題点を的確に把握するとともに、業務改善のサイクルを構築し、行政サービスの向上や業務の効率化を進めます。

#### 第4節 持続可能な財政運営の推進

##### 1 健全な財政運営の推進

(方向性・考え方)

合併特例措置が段階的に終了することに伴い、今後、より厳しい財政状況が続くことが予想される中、将来にわたって、安定した行政サービスを提供していくため、積極的な歳入の確保に努めながら、歳出の抜本的な見直しを進め、合併特例措置終了後の歳入に見合った財政規模への転換に取り組みます。

(取組)

##### (1) 積極的な財源の確保

地域産業の振興や創業支援、企業誘致などを進め、地域経済の発展と雇用の拡大を図ることで、財源の確保を進めます。

あわせて、地方税機構や市の関係部署同士の連携を深めるなどにより、税や料金の収納強化を行います。

また、従来からの未利用の市有財産の積極的な売却や貸付けなどの税や料金以外の財源確保の取組を推進するとともに、有料広告掲載の取組拡大などの新たな財源の確保の方策についても検討します。

## ( 2 ) 受益者負担の適正化

使用料や手数料を始めとした受益者負担が適切かどうか検討し、必要なものについては、適正な負担への見直しを行います。

あわせて、使用料などの減免についても、適切かつ公平な運用となっているかを検証し、必要に応じて運用方法の見直しを行います。

## ( 3 ) 財政規模のスリム化

合併特例措置終了に合わせた財政規模に移行するため、組織や事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、人件費の適正化、公債費の削減など、徹底的な行財政運営の効率化を進め、財政規模をスリム化します。

## ( 4 ) 地方公営企業会計と特別会計の経営健全化

ほとんどの公営企業会計と特別会計では、歳入不足を一般会計からの繰出金により補っているのが現状で、一般会計からの繰出金額は年々増加していく傾向にあります。

このような状況の中、それぞれの会計において将来にわたって安定した行政サービスを提供していくためには、各会計の経営健全化に向けた取組が必要であり、公営企業会計と特別会計においても、一般会計と同様に積極的な歳入の確保に努めながら、歳出の抜本的な見直しを進めます。

## 2 透明で開かれた財政運営

### ( 方向性・考え方 )

市の予算は、そもそも市民のものであることから、予算の内容や財政状況を市民に分かりやすく積極的に公開することで、財政運営の透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし信頼性を向上させます。

### ( 取組 )

市民に分かりやすい表現での予算の内容や財政状況の情報を積極的に公開することで、透明性の高い財政運営を推進します。

### 第3章 改革の取組期間と進行管理

#### 1 大綱の取組期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

#### 2 行財政改革の推進体制と進行管理

第3次行革大綱に基づき、具体的な取組項目を設定した第3次京丹後市行財政改革推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するとともに、市長を本部長とする庁内組織の行財政改革推進本部を設置し、推進計画に沿って全庁的に行財政改革を推進します。

推進計画の進行管理に当たっては、毎年度、行財政改革本部会議で進行状況を点検・評価し、市民で構成する行財政改革推進委員会へ定期的に報告することで、進行管理の徹底を図るとともに、必要に応じて推進計画の見直しを行います。

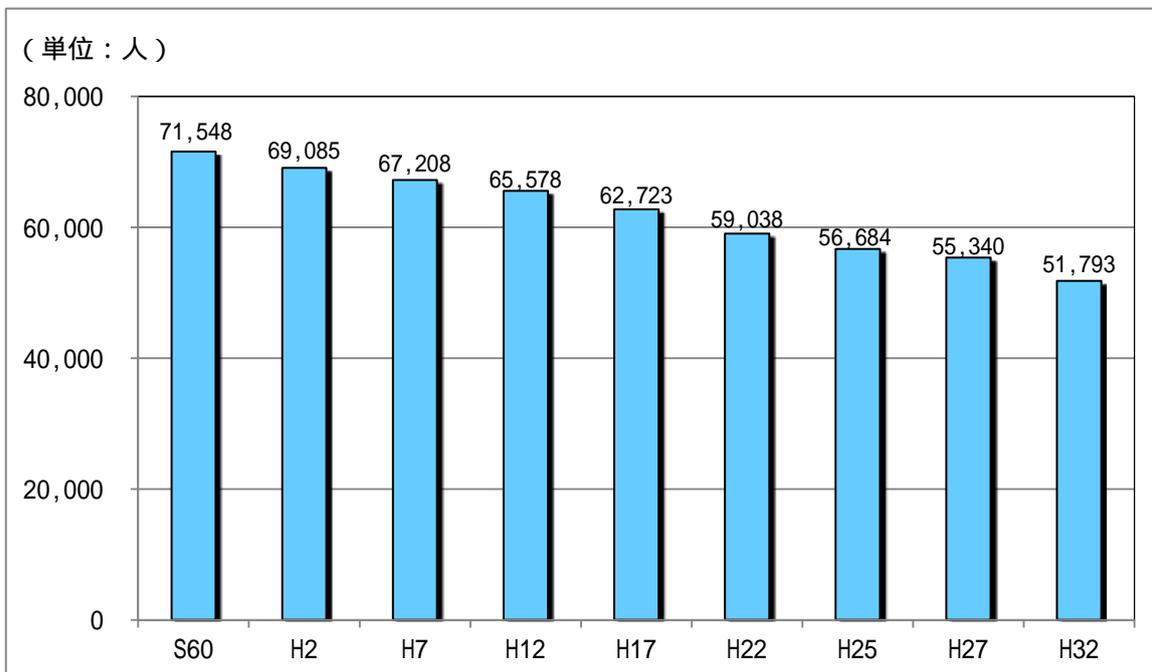
また、行財政改革の実施状況を市民に公表します。

## 参 考 资 料

# 1 本市を取り巻く社会情勢

## (1) 総人口の推移と将来予測

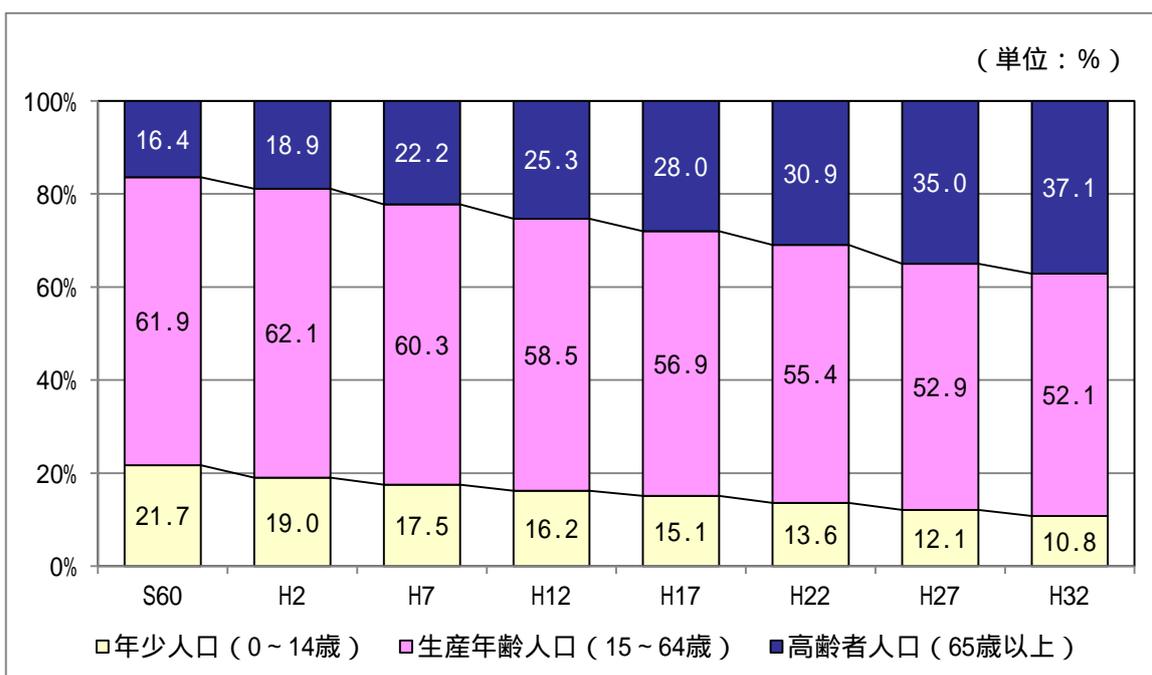
総人口は減少傾向にあり、平成32年には51,793人と、平成17年人口と比べ約1万1千人(17.4%)減少すると推計されています。



出典：総務省「国勢調査」、京丹後市「京丹後市統計書(平成25年度版)」  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

## (2) 年齢3区分別人口構成比の推移と将来予測

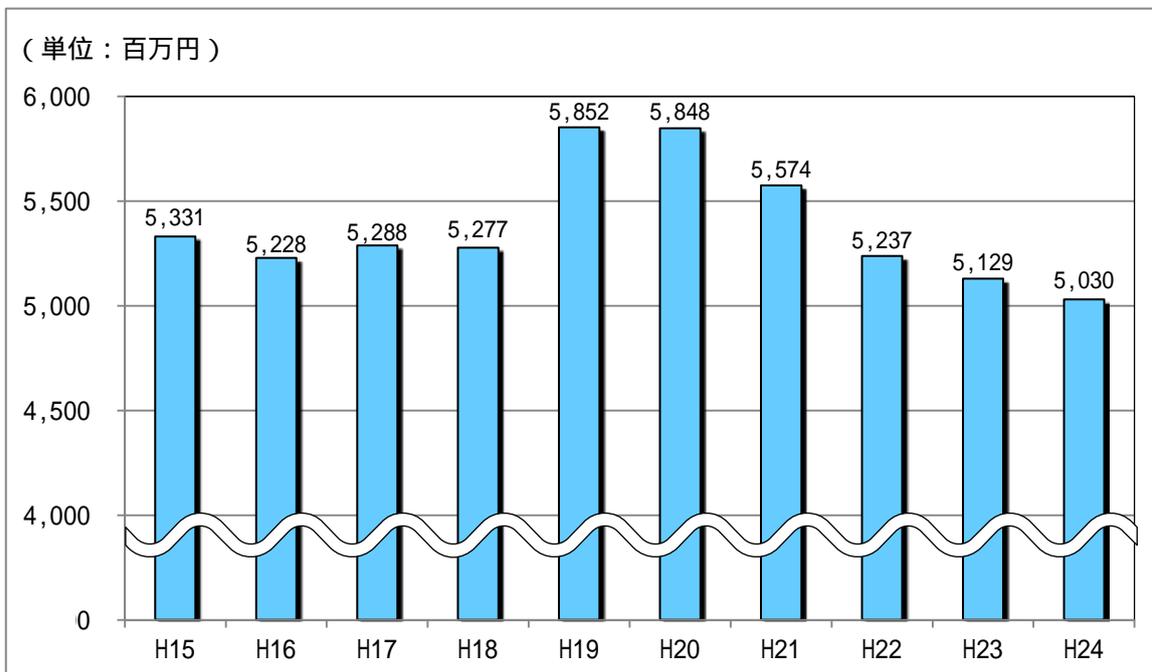
高齢者人口割合の上昇に対し、生産年齢別人口割合、年少人口割合が低下しており、少子高齢化が進行しています。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

### ( 3 ) 市税収入の推移 ( 一般会計 )

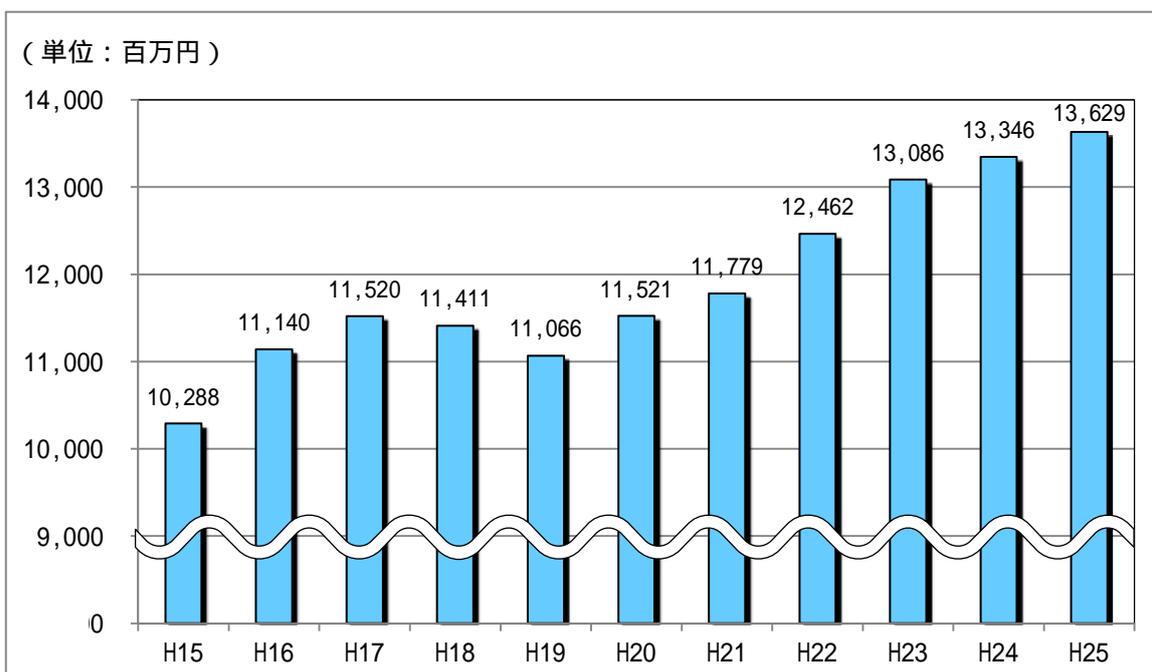
税源移譲や定率減税の廃止などの税制改正の影響により平成 1 9 年度に増加したものの、平成 2 1 年度以降は、平成 2 0 年秋のリーマンショック以降の長引く景気の低迷により減少しています。



平成 1 6 年度決算における旧町未収分は、平成 1 5 年度で計上。  
金額は、収入済額 ( 滞納繰越分を含む ) を計上。

### ( 4 ) 普通交付税の推移 ( 一般会計 )

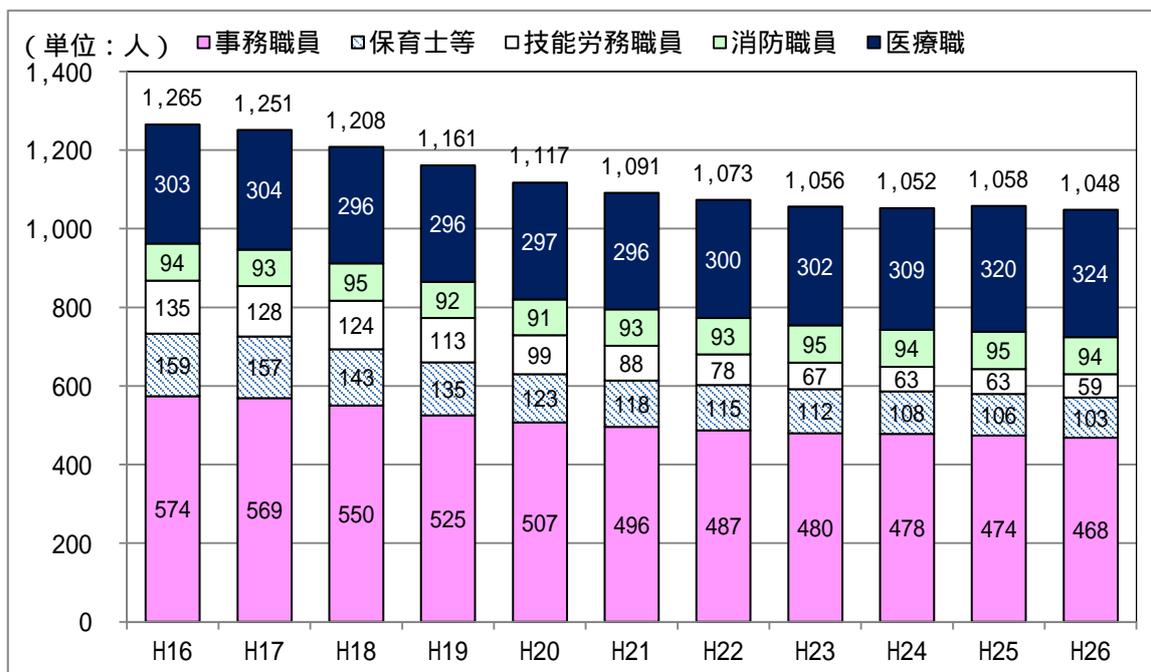
国の地方財政対策などの影響で普通交付税の総額が伸びたことなどにより、合併前 ( 平成 1 5 年度 ) と比べ約 3 3 億円増加しています。



## 2 これまでの行財政改革の取組の成果など

### (1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

第1次定員適正化計画（期間：平成17 - 21年度）と第2次定員適正化計画（期間：平成22 - 26年度）に基づき、職員数（医療職を除く）の適正化に努めた結果、合併時（平成16年度）と比べ217人減少しています。



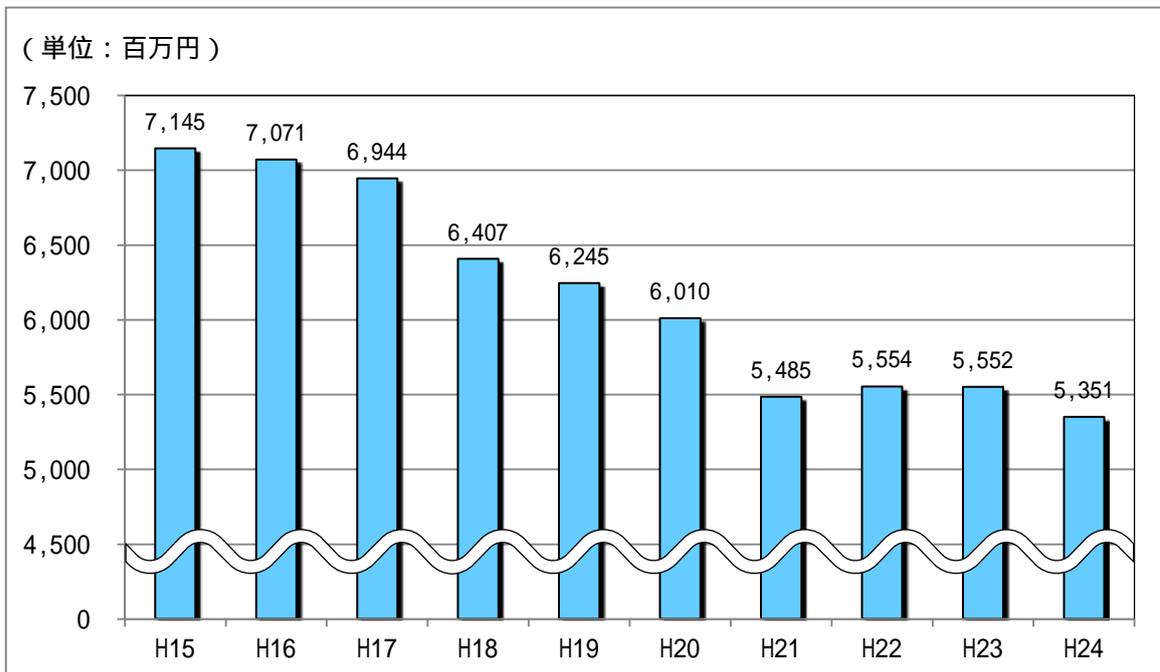
### 【参考】京丹後市と近隣市における人口1万人当たりの一般会計職員数

団体名	人口1万人当たり 職員数（一般会計）	住民基本台帳人口 （平成25年3月31日現在）	一般会計職員数 （平成25年4月1日現在）
南丹市	110.34人	33,987人	375人
京丹後市	110.17人	59,633人	657人
宮津市	105.16人	20,064人	211人
豊岡市(兵庫県)	92.72人	87,036人	807人
綾部市	88.76人	36,052人	320人
福知山市	87.52人	81,121人	710人
舞鶴市	78.60人	87,909人	691人
亀岡市	58.29人	92,472人	539人

出典：総務省「類似団体別職員数の状況（平成25年4月1日現在）」 近隣市の数値を抜粋

( 2 ) 人件費の推移 ( 一般会計 )

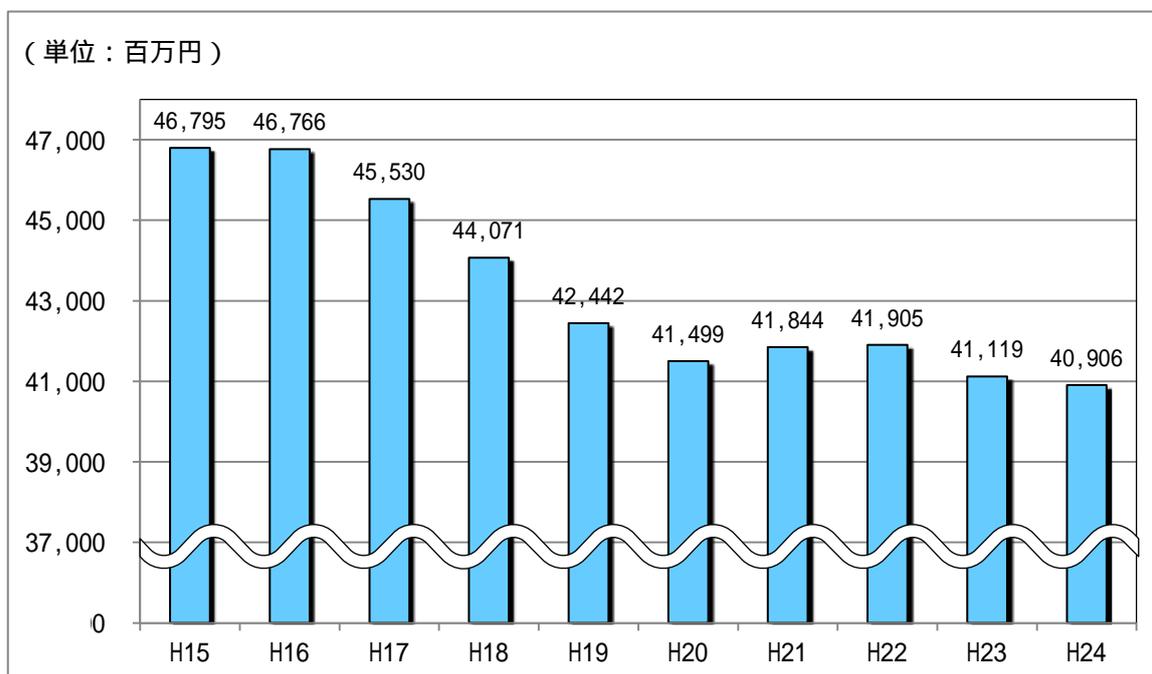
定員適正化計画に基づく職員数の削減や職員給与構造改革 ( 平成 2 0 年度 ) などにより、合併前 ( 平成 1 5 年度 ) と比べ約 1 8 億円減少しています。



平成 1 5 年度数値は、旧 6 町の合算額 ( 一部事務組合分を含んでいない )。  
平成 1 6 年度決算における旧町未払分は、平成 1 5 年度で計上。

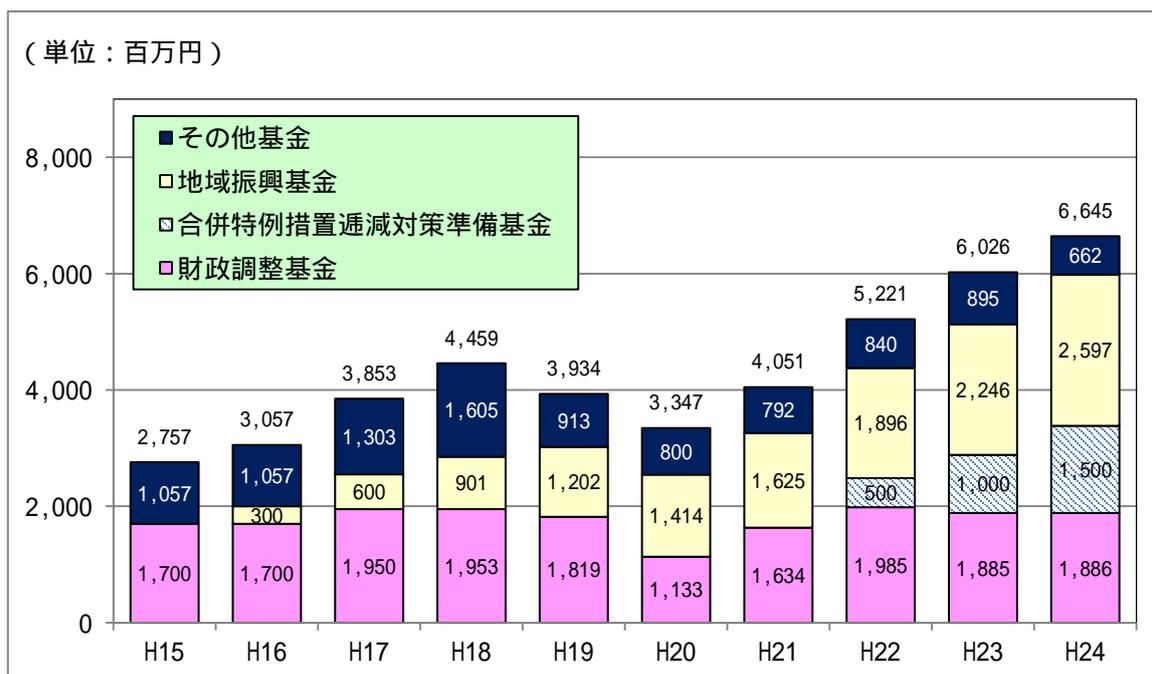
### ( 3 ) 市債残高の推移 ( 一般会計 )

施設整備などの必要な事業を実施しつつ、市債 ( 借金 ) 残高の抑制に努めた結果、市債残高は、平成 1 5 年度末と比べ約 5 9 億円減少しています。



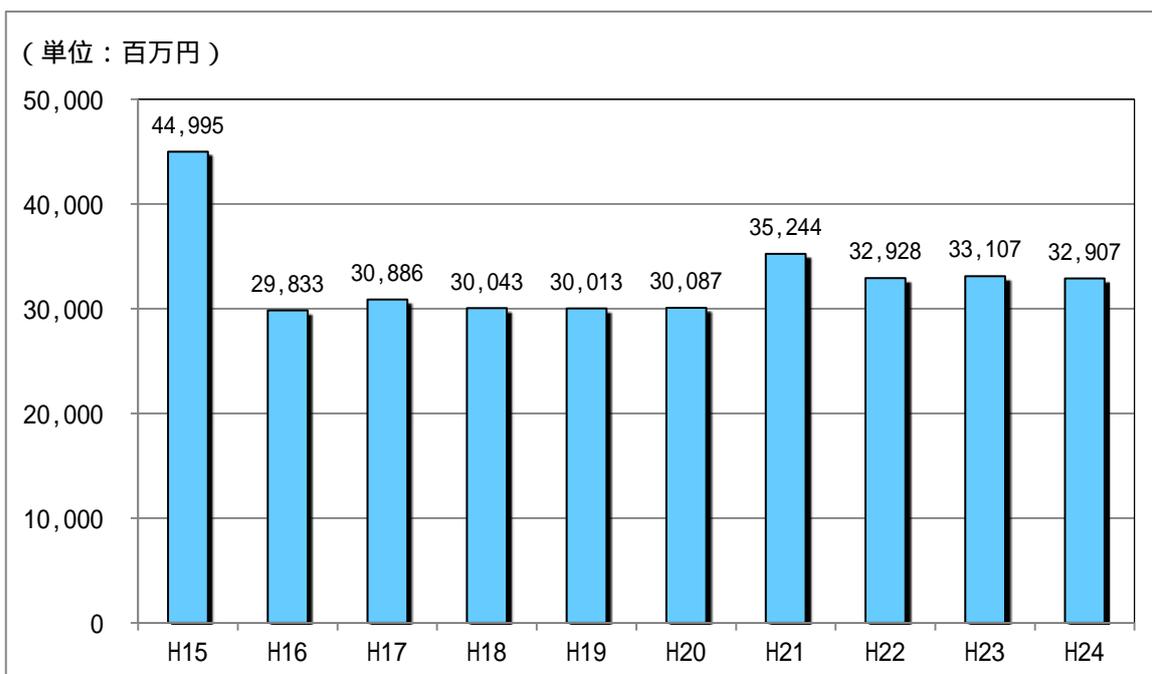
### ( 4 ) 基金残高の推移 ( 一般会計 )

将来に向けた地域振興基金や合併特例措置逕減対策基金などへ積極的に積み立てたことを始め、財政調整基金についても残高維持に努めた結果、基金 ( 貯金 ) 残高は、平成 1 5 年度末と比べ約 3 9 億円増加しています。



( 5 ) 歳出決算額の推移 ( 一般会計 )

合併以降、人件費や物件費を中心とした歳出抑制に努めているものの、平成20年秋のリーマンショック以降の長引く景気の低迷に伴う積極的な経済・雇用対策の実施に加え、社会保障関係経費の増加や学校耐震化整備や統合保育所整備などの大型建設事業の実施などにより、平成22年度以降の決算規模は、約330億円前後で推移しています。



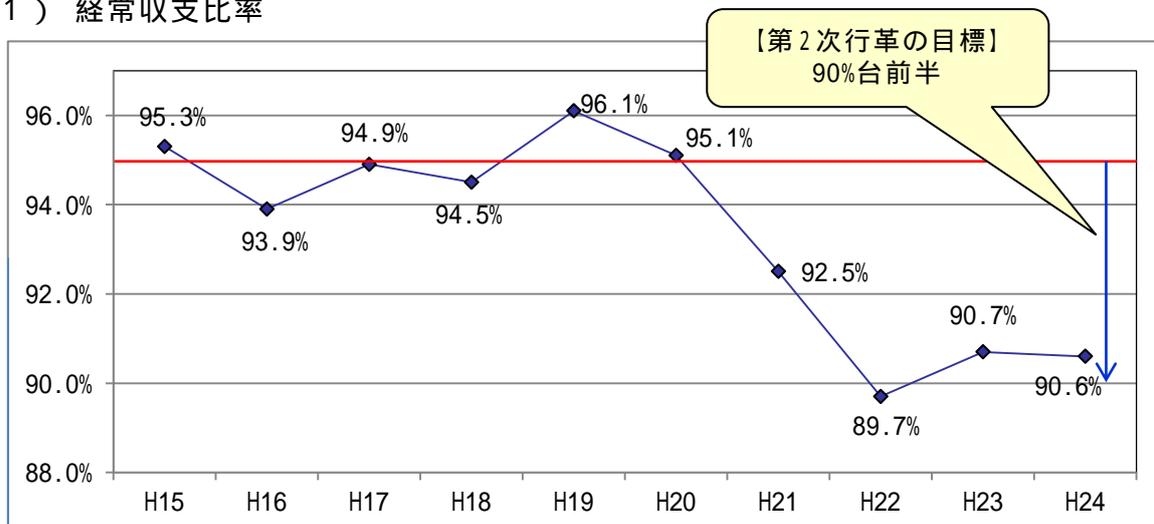
平成15年度数値は、旧6町の合算額 (一部事務組合分を含んでいない)。

平成16年度決算における旧町未払分は、平成15年度で計上。

### 3 財政健全化に向けた指標

健全で安定した財政基盤の確立に向けて第2次行財政改革推進計画で掲げている目標指標（目標年度：平成26年度）については、次の通り推移しています。

#### (1) 経常収支比率

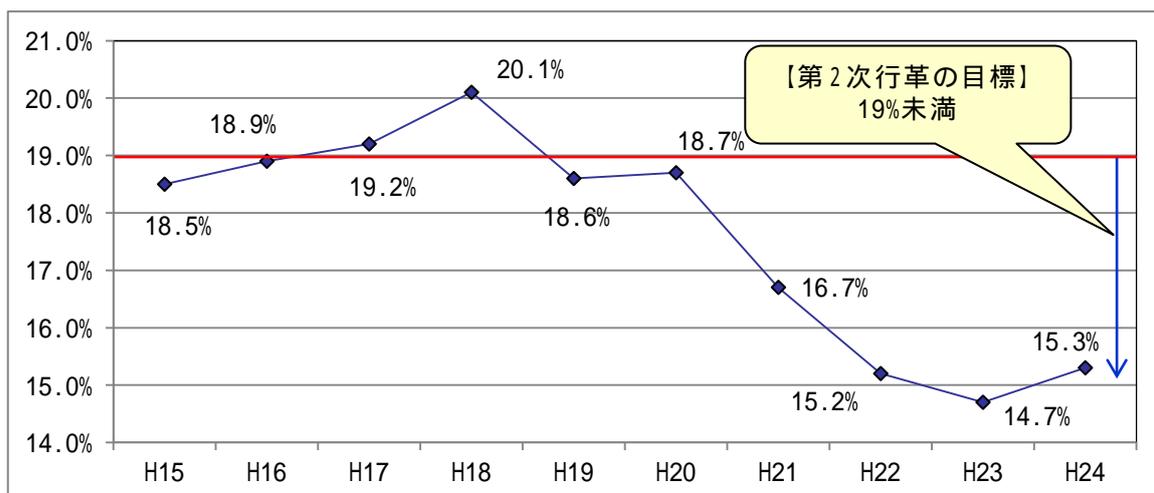


平成15年度の数值は、旧6町の数值を加重平均して算出。

#### 【経常収支比率とは】

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使用されるもので、人件費、扶助費、公債費など歳出の経常経費の一般財源に市税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入の一般財源がどの程度充てられているかを示すもの。経常収支比率は、70～80%の範囲内にあるのが標準的とされており、80%を超えるとその団体は財政構造が硬直化傾向にあるとされるため、経常的経費の抑制に努める必要がある。

#### (2) 公債費比率

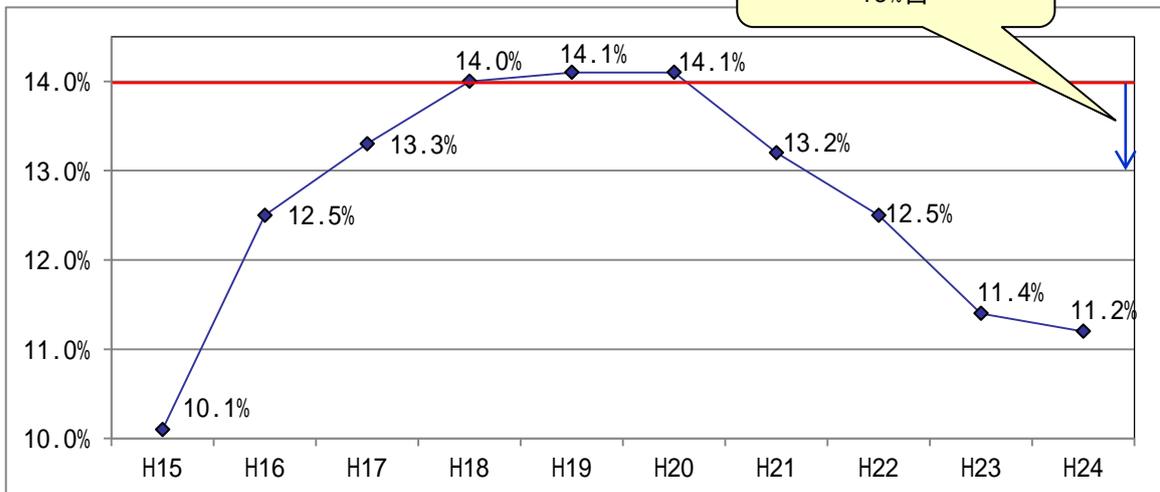


平成15年度の数值は、旧6町の数值を加重平均して算出。

#### 【公債費比率とは】

市税など毎年度決まって収入されることが見込まれる額に対するその年度の公債費（借金返済の経費）の割合のこと。この値が低いほど財政構造が弾力的であるとされる。

( 3 ) 起債制限比率 ( 3 か年平均値 )

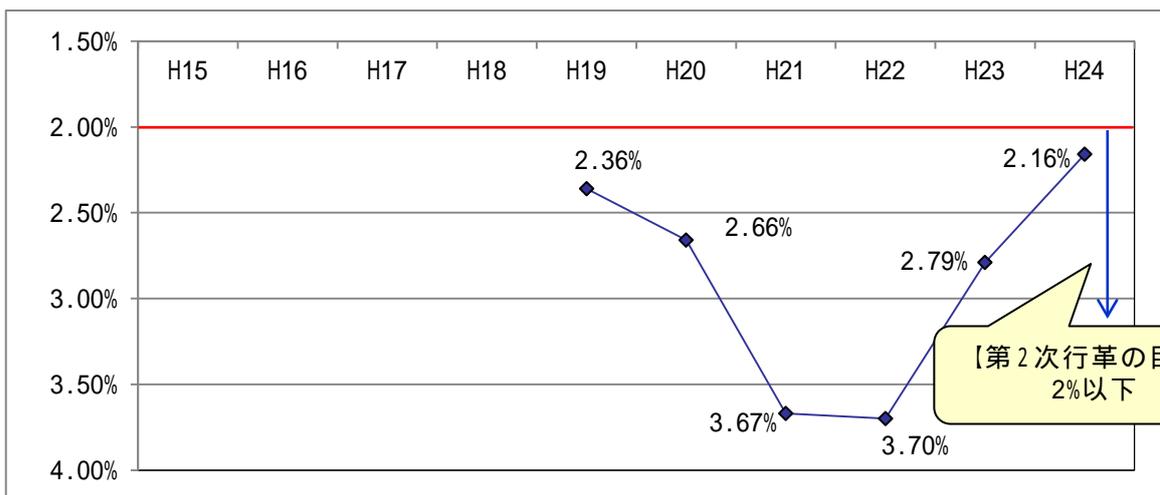


平成 1 5 年度の数值は、旧 6 町の数值を単純平均して算出。

【起債制限比率とは】

毎年度経常的に収入される財源 ( 標準財政規模 ) のうち、公債費 ( 普通交付税で措置されるものを除く ) に充てられたものの占める割合。起債制限比率が 2 0 % 以上になると一般単独事業などに係る地方債の発行が制限される。

( 4 ) 実質赤字比率 ( マイナス表示は黒字 )

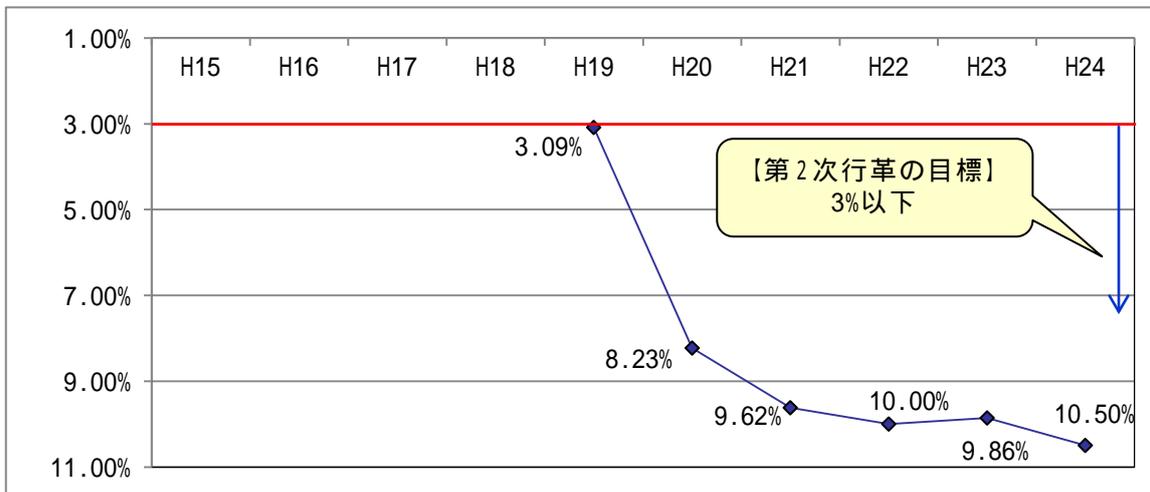


平成 1 8 年度以前は未算出 ( 平成 1 9 年度決算から公表が義務付けられた財政指標 )。

【実質赤字比率とは】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことで、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

( 5 ) 連結実質赤字比率 ( マイナス表示は黒字 )

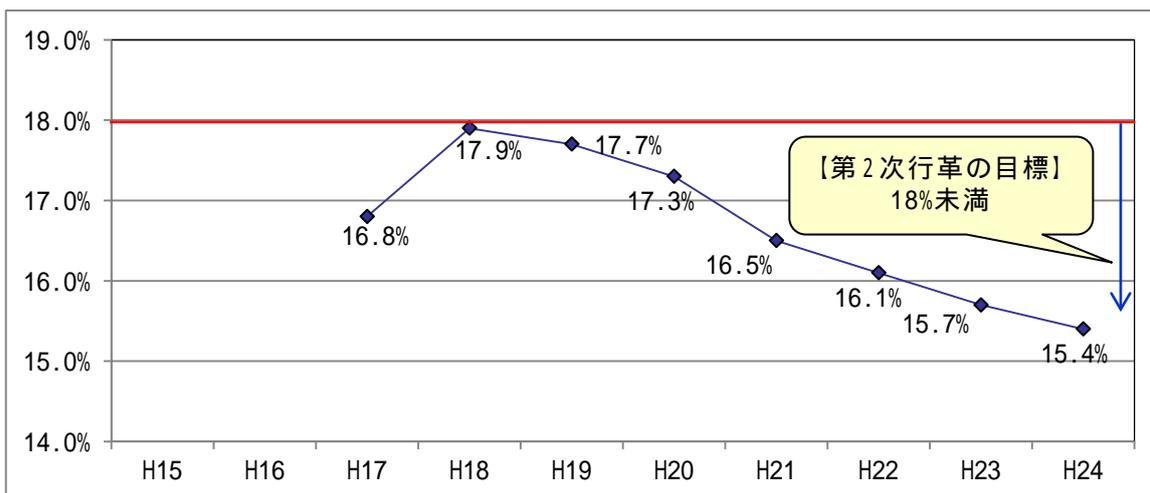


平成 1 8 年度以前は未算出 ( 平成 1 9 年度決算から公表が義務付けられた財政指標 )。

【連結実質赤字比率とは】

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことで、全ての会計の赤字や黒字を合算して、全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すもの。

( 6 ) 実質公債費比率 ( 3 か年平均値 )

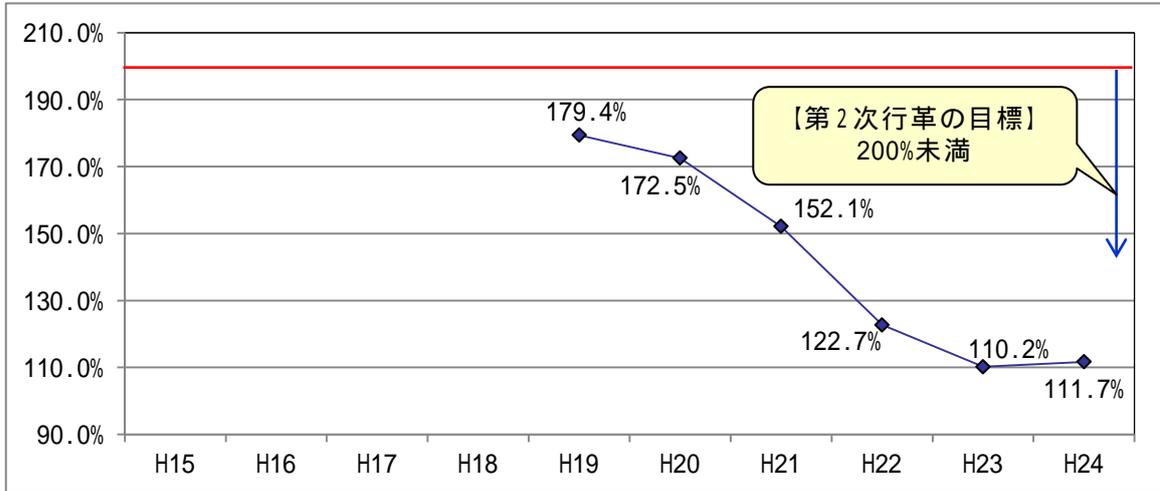


平成 1 6 年度以前は未算出 ( 平成 1 7 年度決算から採用された財政指標 )。

【実質公債費比率とは】

地方公営企業への繰出しや債務負担行為などの準公債費も含めた実質的な公債費に費やした一般財源が標準財政規模に占める割合。地方債許可団体への移行基準としても利用される。地方債を発行する際、実質公債費比率が 1 8 % を超えると従来通り許可制となり、2 5 % を超えると、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限される。

( 7 ) 将来負担比率



平成 1 8 年度以前は未算出 (平成 1 9 年度決算から公表が義務付けられた財政指標)。

【将来負担比率とは】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、市町村では 3 5 0 % を超えると早期健全化の必要があると判断される。